

令和3年度

第3回 産業医研修会

と き 令和3年11月28日(日) 10:00～17:00

ところ 広島県医師会館ホール・201会議室

総合司会 広島県医師会産業保健担当常任理事 三宅 規之

座長 広島県医師会産業医部会 部会長 鎗田 圭一郎

○午前の部

時間	研修内容・講師	単位
10:00～12:00	1. 最近の労働衛生行政について 広島労働局労働基準部健康安全課 課長 高松 達朗	基礎・後期 または 生涯・更新 2単位

<12:00～13:00 昼食・休憩>

座長 広島県医師会産業医部会 部会長 鎗田 圭一郎

○午後の部

時間	研修内容・講師	単位
13:00～15:00	2. 最近の労働衛生関連法規の改正と産業医の実務 ～嘱託産業医として知っておきたい事・気を付けたい事～ 大同特殊鋼(株)統括産業医 星崎診療所長 斎藤 政彦	基礎・後期 または 生涯・更新 2単位
15:00～17:00	3. 職域でのがん対策の必要性と産業医の関与 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授 立道 昌幸	基礎・後期 または 生涯・専門 2単位

第3回産業医研修会 資料目録

2021年11月28日(日)

資料1. 最近の労働衛生行政について

広島労働局労働基準部健康安全課

課長 高松 達朗

資料2. 最近の労働衛生関連法規の改正と産業医の実務

～嘱託産業医として知っておきたい事・気を付けたい事～

大同特殊鋼(株)統括産業医 星崎診療所長

斎藤 政彦

資料3. 職域でのがん対策の必要性と産業医の関与

東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学

教授 立道 昌幸

広島県内の労働災害発生状況と 労働衛生分野の直近の動向

令和3年度 産業医研修会

広島労働局労働基準部健康安全課



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害発生状況等

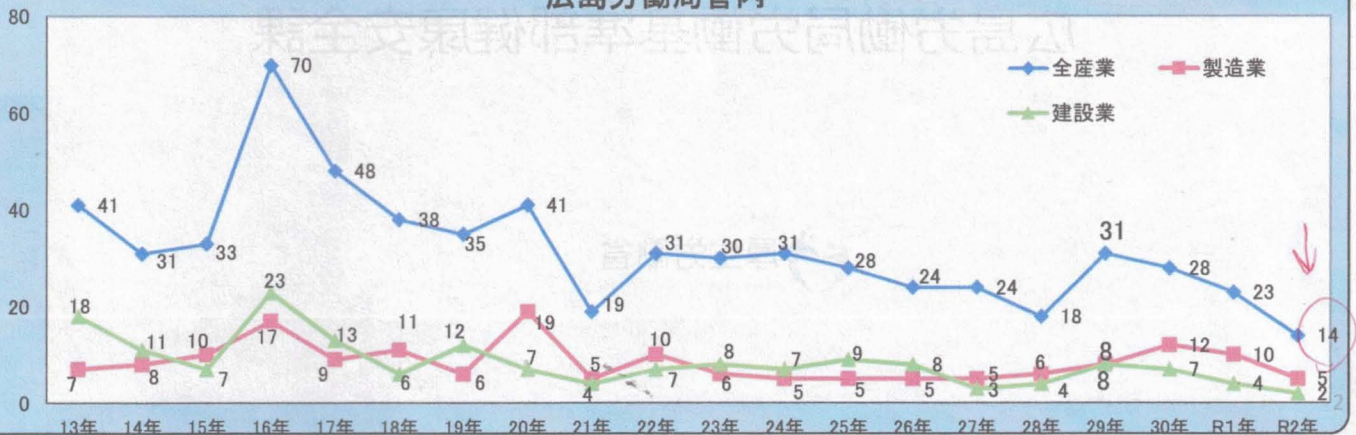
H24 厚生労働省
H28 - 環境省
H30 - 厚労省
R2 - 国
R3 - 広島労働局

死亡災害発生状況（確定値）

全国

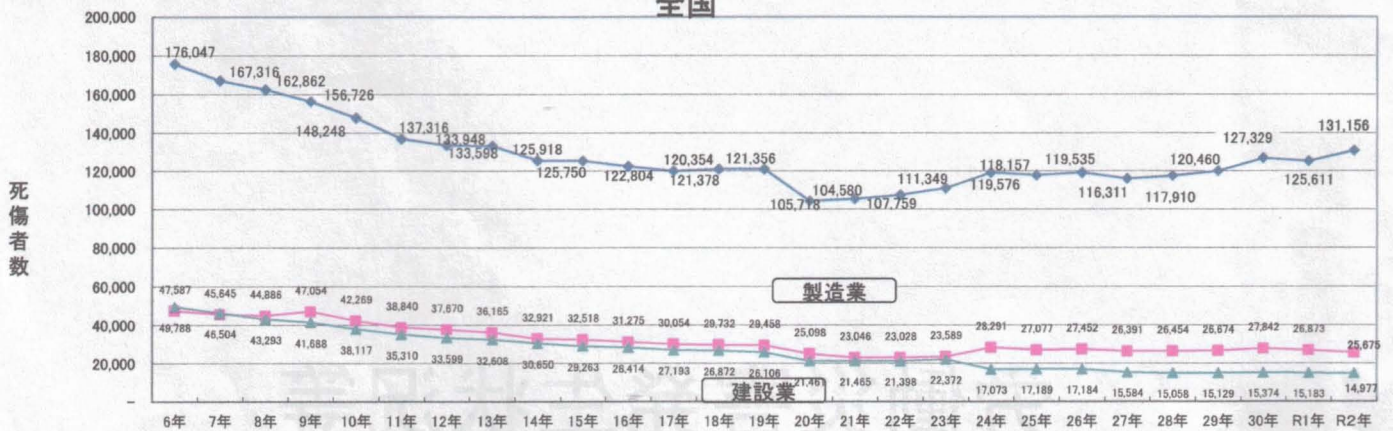


広島労働局管内

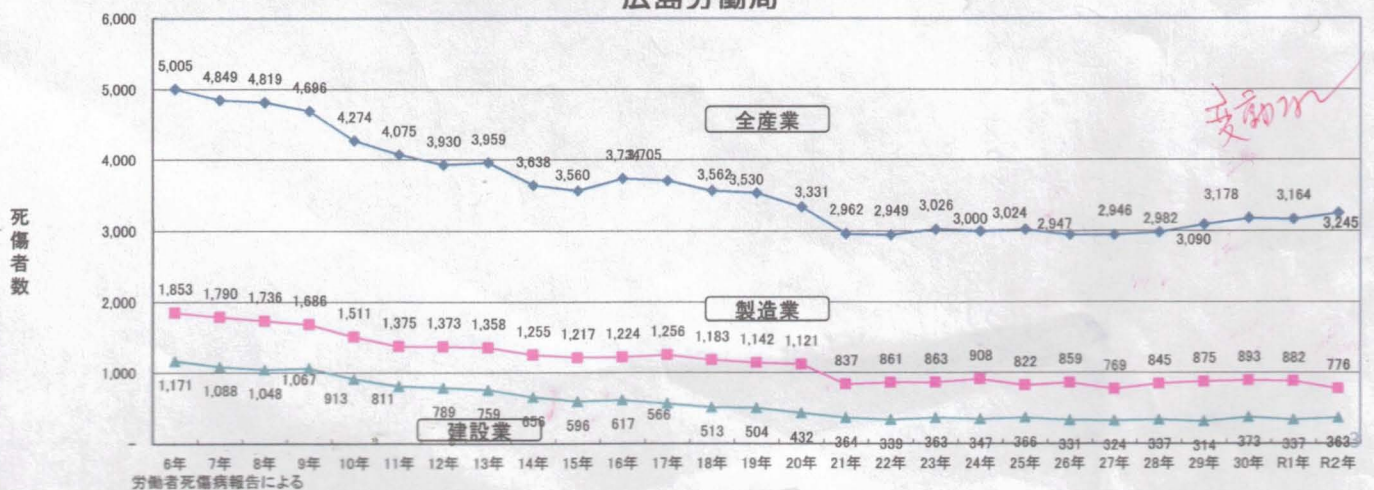


休業4日以上の死傷災害発生状況（確定値）

全国



広島労働局

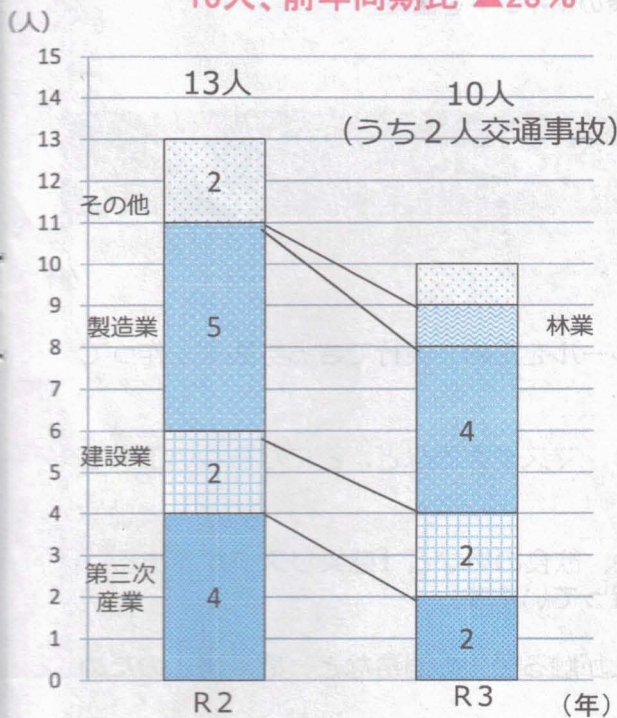


令和3年労働災害発生状況（10月末速報値）

※ 令和3年1月1日から令和3年10月31日までに発生した労働災害について、令和3年11月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

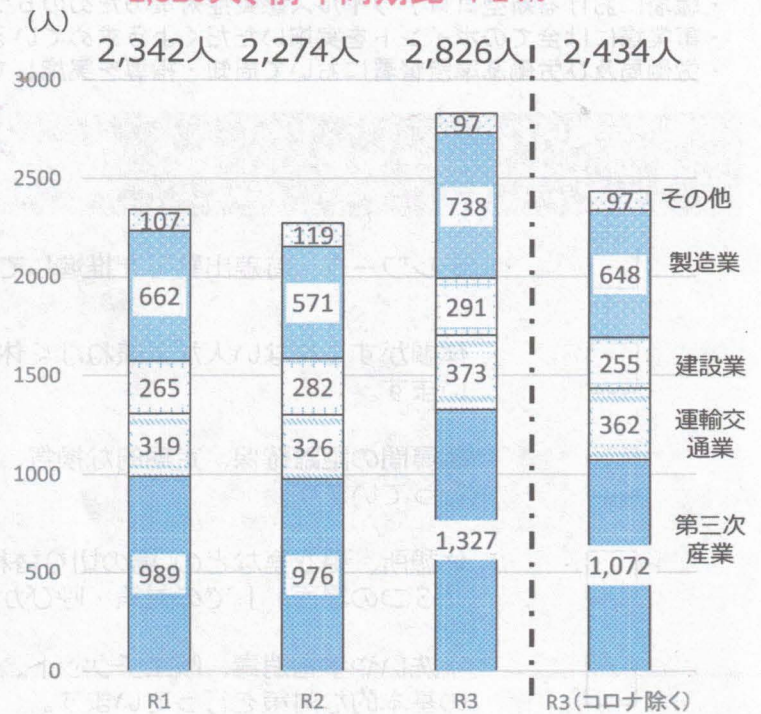
10人、前年同期比 ▲23%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

2,826人、前年同期比 +24%



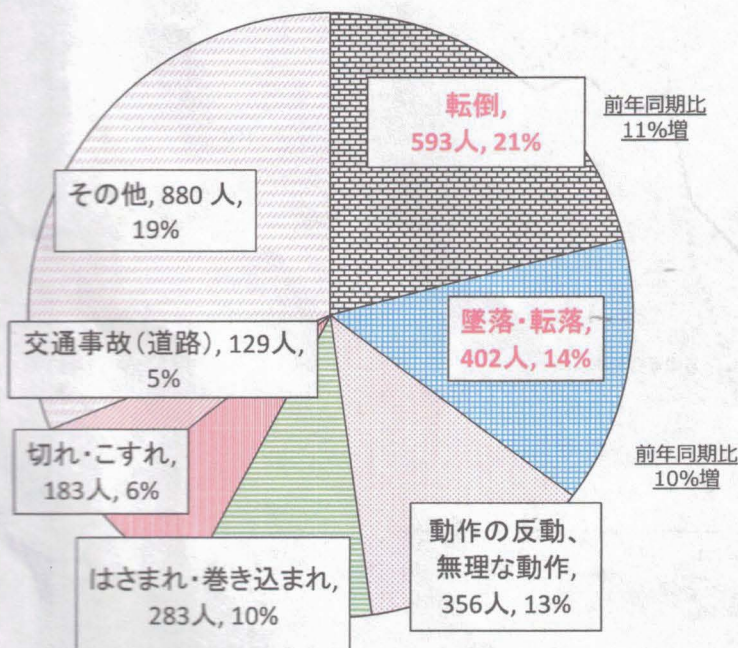
出典：労働者死傷病報告

4

令和3年労働災害発生状況（10月末速報値）

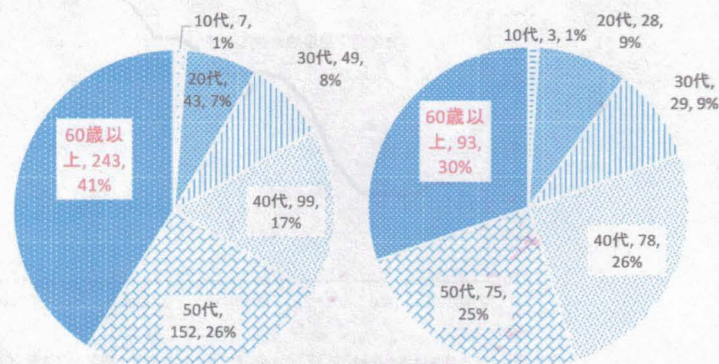
※ 令和3年1月1日から令和3年10月31日までに発生した労働災害について、令和3年11月8日までに報告があったものを集計したもの

休業4日以上之死傷災害



○休業4日以上之死傷者数増加の原因としては、
・新型コロナ
・転倒災害の増加（主に第三次産業）
・墜落・転落災害の増加（特に道路貨物運送業）が挙げられる。

○特に転倒、墜落・転落については、60歳以上の高齢労働者の被災が目立つ（41%、30%）。



転倒の被災者の年代別集計

墜落・転落の被災者の年代別集計

出典：労働者死傷病報告
（「その他」には新型コロナを含む。）

5

職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止等

「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～」

- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症対策のための5つの対策のポイントを記載。
- ・ 事業場には全てのポイントを実施いただくよう求めている。
- ・ 労働局及び労働基準監督署において周知・指導を実施している。

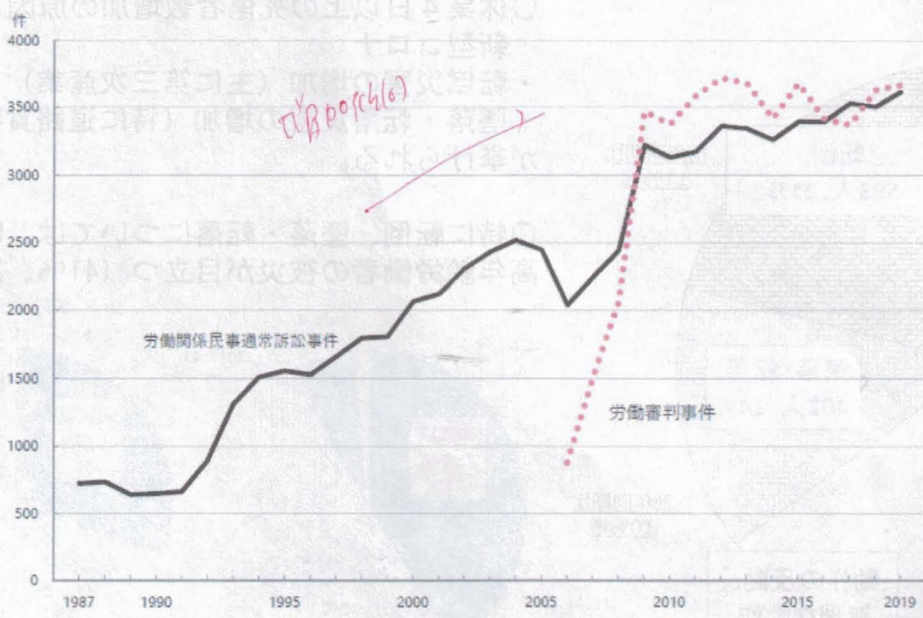
実施できてい れば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

6

労働災害と裁判

早わかり グラフでみる長期労働統計

図3 労働関係民事通常訴訟事件と労働審判事件（新受件数 地方裁判所）



資料出所 最高裁判所事務総局行政局「労働関係民事・行政事件の概況」（法曹会『法曹時報』）

注1 2019年は速報値。

注2 労働審判制度は、個別労働紛争について、裁判所において労働審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断（労働審判）を行う制度。

2006年4月に始まったもので、同年の労働審判事件数は4月から12月までのもの。

7

(参考) 行政情報の開示請求の流れ (概略)

開示請求

請求人から行政への請求。

訴訟の資料として、災害調査復命書等の開示請求



行政からの開示の結果、請求人等から見て不備等がある場合

送付嘱託

裁判所から行政への嘱託。

主に訴訟の資料として、災害調査復命書等の開示請求



行政からの開示の結果、裁判所から見て不備等がある場合

文書提出命令

裁判所から行政への命令。

主に訴訟の資料として、災害調査復命書等の開示

※開示請求の回答に当たっては、訴外の第三者の個人情報等、開示できない情報がある。

裁判へ

H30
R1 3-412

8

全国労働衛生週間等

9

第72回 全国労働衛生週間

(令和3年10月1日～7日 準備月間：9月1日～30日)

<スローガン>

向き合おう！ 心とからだの 健康管理

<副スローガン>

うつらぬ うつさぬ ルールとともに みんなで守る 健康職場



【目的】

労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること

全国労働衛生週間の実施事項

- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚及びスローガンなどの掲示
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



準備月間の実施事項

重点事項（11項目）をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

【重点事項】

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場における腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進

10

労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施について ～「職場の健康診断実施強化月間」～

○厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、月間中は

- ・労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施
 - ・その結果についての医師の意見聴取
 - ・その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底
- を事業者に求めている。

労働安全衛生法等に基づく健康診断の目的

労働安全衛生法に定められた、労働災害防止のための最低基準
＝事業者の責務

健康診断の種類	主な目的
① 雇入れ時の健康診断 一般定期健康診断	労働者の健康管理の基礎資料 潜在する疾病の早期発見
② 特殊健康診断	一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見

事業者に対してお願いしていること

健康診断実施機関では、換気や消毒など、新型コロナウイルスの感染防止対策に努めているため、

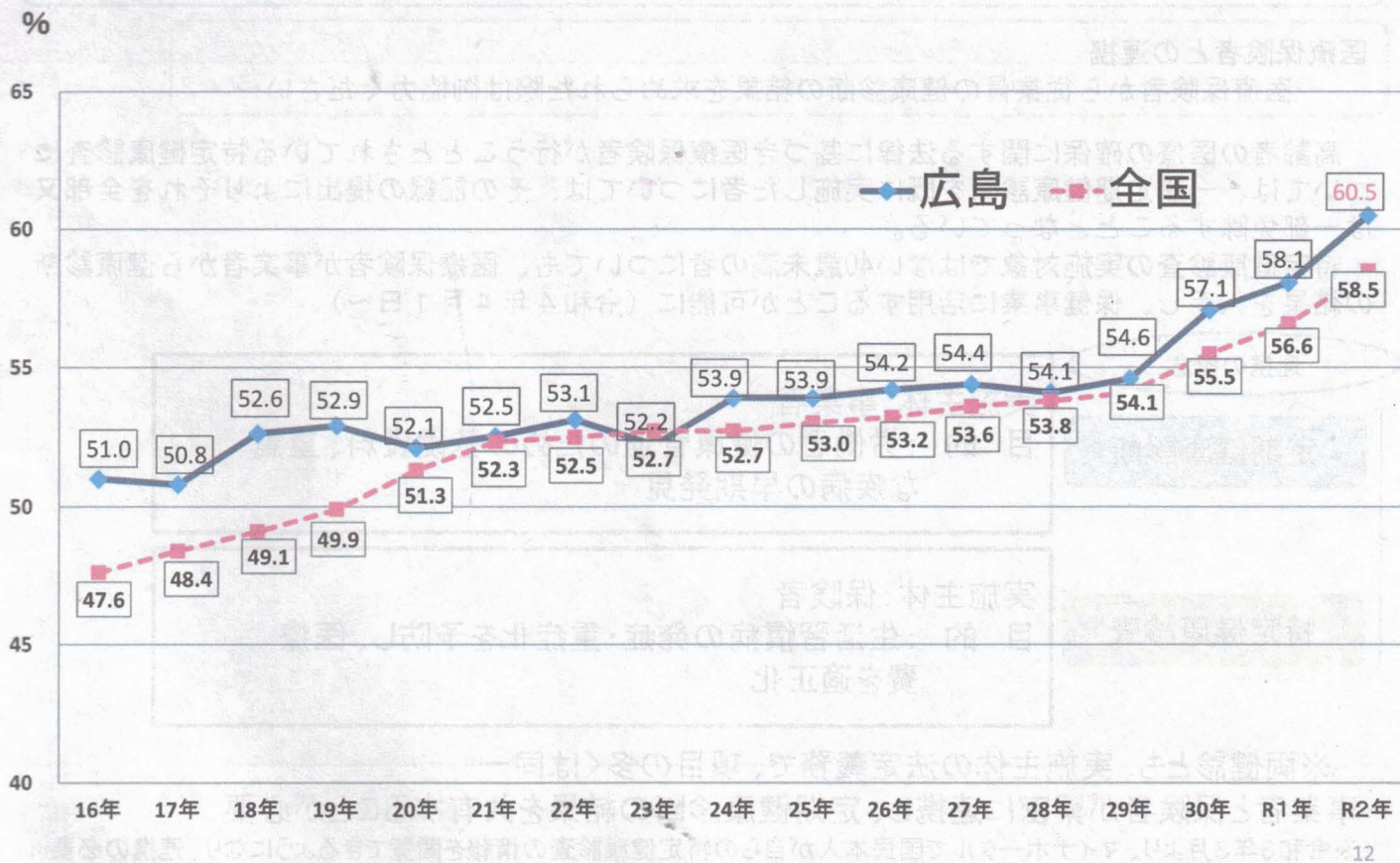
- ・新型コロナウイルスによる受診控えをしている労働者への周知
- ・新型コロナウイルスの影響により健康診断実施機関の予約が取れず、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施できない場合は、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に実施できるよう計画を立てること。
- ・健康診断を受診する際は、検温等により体調に問題がないことを確認の上、マスク着用、手洗い等の感染防止対策を行うこと。

⇒広島県内の主要健診機関を広島労働局ウェブサイト公開。

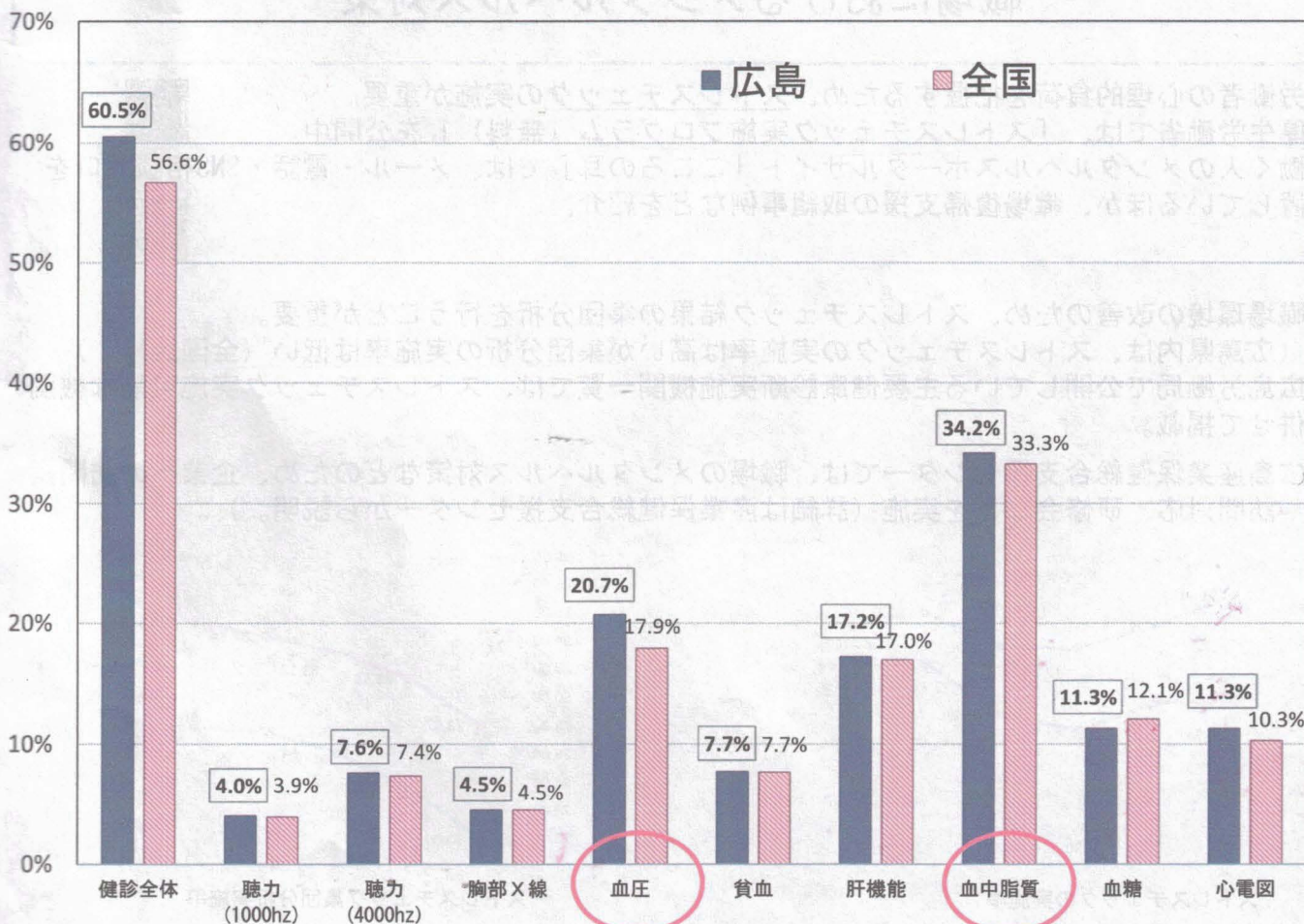
- ・広島産業保健総合支援センターでは小規模事業場を対象に、医師による健康相談を実施。



一般定期健康診断有所見率の推移 (広島/全国)



一般定期健康診断有所見率の状況健診項目別 平成31年 (広島/全国)



労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施について ～「職場の健康診断実施強化月間」～

医療保険者との連携

～医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は御協力ください～

- ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、一般定期健康診断を既に実施した者については、その記録の提出によりそれを全部又は一部免除することとなっている。
- ・特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の者についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することが可能に（令和4年4月1日～）

連携の概念

定期健康診断

実施主体：事業者

目的：労働者の健康管理のための基礎資料、重篤な疾病の早期発見

特定健康診査

実施主体：保険者

目的：生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化

※両健診とも、実施主体の法定義務で、項目の多くは同一
事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断の結果を共有することが必要
※令和3年3月より、マイナポータルで国民本人が自らの特定健康診査の情報を閲覧できるようになり、連携の必要性が増大

職場におけるメンタルヘルス対策

- 労働者の心理的負荷を把握するため、ストレスチェックの実施が重要。
- ・厚生労働省では、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を公開中。
- ・働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介。



- ・職場環境の改善のため、ストレスチェック結果の集団分析を行うことが重要。
（広島県内は、ストレスチェックの実施率は高いが集団分析の実施率は低い（全国比）。）
- ・広島労働局で公開している主要健康診断実施機関一覧では、ストレスチェック実施可能な機関も併せて掲載。

○広島産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策などのため、企業への訪問指導や訪問対応、研修会などを実施（詳細は産業保健総合支援センターから説明。）。



ストレスチェックの実施率



ストレスチェック集団分析実施率

産業医に関する通達の改正

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について (令和3年3月31日基発0331第4号(厚生労働省労働基準局長通達))

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていること等を踏まえ、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、考え方・留意すべき事項を示したもの。

基本的な考え方

- ・産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導の実施及び心理的な負担の程度を把握するための検査等並びにそれぞれの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境維持管理等で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことが職務。
- ・事業者は、情報通信機器を用いた場合においても、事業場における労働衛生水準を損なうことがないよう、産業医が産業医学の専門的立場から効果的な活動を行いやすい環境を整備する必要。
- ・留意事項に基づき産業医の職務を実施する場合、産業医として選任された事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することは差し支えない。

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について (令和3年3月31日基発0331第4号(厚生労働省労働基準局長通達))

共通の留意事項

- ・産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務の範囲やその際の留意事項等について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、労働者に周知することが必要。
- ・情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する産業医に、適時に、労働者の健康管理に必要な情報が円滑に提供される仕組みを構築することが必要。
- ・情報通信機器を用いて遠隔で実施する産業医の職務について、産業医が必要と認める場合には、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認することができる仕組みを構築することが必要。
- ・産業医が情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する場合においても、事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の体制を構築することが必要。

使用する情報通信機器

- ・労働者や産業医が容易に利用できるものであること。
- ・映像、音声等の送受信が常時安定しており、相互の意見交換等を円滑に実施することが可能であること。
- ・取り扱う個人情報の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセス防止の措置を講じること。特に、労働者の心身の状態に関する情報については、技術的安全管理措置を講じること。

18

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について (令和3年3月31日基発0331第4号(厚生労働省労働基準局長通達))

共通の留意事項

- ・産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務の範囲やその際の留意事項等について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、労働者に周知することが必要。
- ・情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する産業医に、適時に、労働者の健康管理に必要な情報が円滑に提供される仕組みを構築することが必要。
- ・情報通信機器を用いて遠隔で実施する産業医の職務について、産業医が必要と認める場合には、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認することができる仕組みを構築することが必要。
- ・産業医が情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する場合においても、事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の体制を構築することが必要。

使用する情報通信機器

- ・労働者や産業医が容易に利用できるものであること。
- ・映像、音声等の送受信が常時安定しており、相互の意見交換等を円滑に実施することが可能であること。
- ・取り扱う個人情報の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセス防止の措置を講じること。特に、労働者の心身の状態に関する情報については、技術的安全管理措置を講じること。

19

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について
(令和3年3月31日基発0331第4号(厚生労働省労働基準局長通達))

個別の職務の留意事項

- ・医師による面接指導については、情報通信機器を用いて遠隔で実施することは可能。なお、実施する医師が必要と認める場合には直接対面で実施。
- ・作業環境の維持管理及び作業の管理については、産業医の定期巡視の実施の際は、実地で作業環境や作業内容等を確認する必要。事業場の作業環境や作業内容等を踏まえ、産業医が追加的に実地で確認する頻度について検討することが適当。事業場の作業環境や作業内容等に大きな変更が生じる場合は、産業医が実地で確認することが適当。
- ・衛生教育については、情報通信機器を用いて遠隔で実施することは可能。
- ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置については、視覚や聴覚を用いた情報収集だけでなく、においや皮膚への刺激等嗅覚や触覚による情報を得る必要もあるため、原則として、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認する必要。報告書等の確認で産業医が実地での確認が不要と判断した場合は実地でなくても可。
- ・定期巡視については、少なくとも毎月1回、産業医が実地で実施する必要。
- ・安全衛生委員会等への出席については、情報通信機器を用いてオンラインで参加することは可。

20

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について
(令和3年3月31日基発0331第4号(厚生労働省労働基準局長通達))

その他留意事項

【産業医が情報通信機器を用いて面接指導を実施する際の留意事項】

(令和2年11月19日基発1119第2号)

- ・使用する機器が、相互に表情等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定し、かつ円滑であること。
- ・使用する機器の操作が容易で、情報セキュリティが確保されたものであること。
- ・情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- ・面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮すること。
- ・面接指導時に医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている場所の近隣の医師等を連携して対応するなどの緊急時対応体制が整備されていること。

【情報通信機器を用いて衛生教育を実施する際の留意事項】

(令和3年1月25日基安安発0125第2号、基安労発0125第1号、基安化発0125第1号)

- ・法令で時間が定められた教育の場合は、当該時間を教育実施者が担保する必要があること。
- ・受講者からの質疑を受け、回答できる体制を整えること。
- ・実技教育については対面で実施すること。

【情報通信機器を用いて安全衛生委員会等を開催する際の留意事項】

(令和2年8月27日基発0827第1号)

- ・対面により開催される場合と同様に、調査審議を尽くすことが可能であること。

21

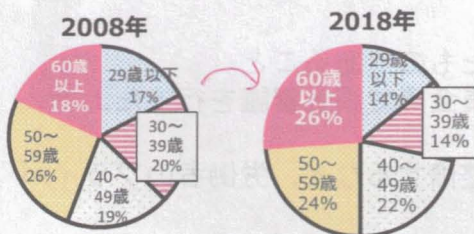
高年齢労働者対策

22

高年齢労働者の健康確保対策について

背景

- ・特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業において働く高齢者が増えており、60歳以上の雇用者数は過去10年で1.5倍。
- ・労働災害による死傷者のうち、60歳以上の労働者が占める割合は過去10年で約18%から約26%に。
- ・特に転倒、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著。



年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）



年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）灰色が男性、橙が女性

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン） （令和2年3月13日厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達）

- ・高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものの。
- ・事業者は、ガイドラインに示された具体的取り組みについて、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な労働災害防止対策に取り組む。

23

高年齢労働者の健康確保対策について

エイジフレンドリーガイドラインにおける主な健康確保対策

職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面の対策）
例）介護事業場におけるリフト、パワーアシストスーツ（＝主に腰痛防止）、涼しい休憩場所の設置（＝熱中症対策）等
- ・高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（ソフト面の対策）
例）勤務形態・時間の工夫、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルの策定 等

高年齢労働者の健康や体力の把握

- ・労働安全衛生法に基づく雇入れ時及び定期の健康診断の着実な実施
- ・高年齢労働者が自らの健康状態を把握できるような取組の実施
例）地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応
労働安全衛生法に基づく健康診断の対象外の労働者についても、健康診断を実施
- ・主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に実施
例）加齢による心身の衰えのチェック（フレイルチェック）等の導入
事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施（手法等は安全衛生委員会等の審議を踏まえルール化）

高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・脳・心臓疾患は加齢に従って徐々に増加するとされており、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえ、労働時間の短縮、深夜業の回避などの措置を講じること
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大されるとされており、ここの労働者の状況に応じ、適する業務を調整。
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置
例）フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動の実施
高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援（運動する時間・場所の提供、トレーニング機器の配置等）

労働者に求められる事項

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること
- ・法定の定期健康診断のみならず、地域保健等が行う特定健康診査等を受診すること
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力を確認し、日頃から運動や食習慣、食行動の改善に取り組むこと。

24

エイジフレンドリーガイドライン関係の支援策

エイジフレンドリー補助金

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入等に当たって、その費用の2分の1又は100万円の低い方を補助。
令和3年度募集は終了。

補助事業者（（一社）日本安全衛生コンサルタント会）案内 ⇒



補助金の活用例

○トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等の設置

○ハンドリフト、ホイスト等の購入

○熱中症予防対策

- ・事業場内で暑熱又は寒冷な場所での作業を行っている場合、休憩室にエアコンの設置
- ・空調服（ただし、高年齢労働者の人数分であって、着替え用の予備は対象外）

○介護施設等における自動浴槽やリフトの設置

※電動ベッドや車いすなど、被介助者側の負担軽減・介護サービス向上が主目的なものは対象外。

ただし、スライディングボードを使用する際に必要となる片肘が外せるなど高年齢労働者の負担軽減になる車いすは対象。

○空気清浄機については、新型コロナウイルス感染防止のため、以下の条件を満たす場合は対象

- ・HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量が5m³/min程度以上
- ・人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に設置すること
- ・空気のよどみを発生させないように外気を取り入れる風向きと一致させること

※交付決定後に購入等することが補助金の交付の条件

25

エイジフレンドリーガイドライン関係の支援策

働く高齢者のための安全衛生管理WEBセミナー

- ・ガイドラインの開設、具体的な企業の取組事例などの紹介。
全てオンラインで、9月から1月まで開催。

受託者（（株）労働調査会）案内 ⇒



中小規模事業場安全衛生サポート事業

- ・中央労働災害防止協会に所属する安全衛生の専門家が、中小規模事業場の安全衛生対策について無料で診断の上、安全衛生水準の向上ためのアドバイスや研修会を実施。
※感染防止対策については、マスクの着用、手指消毒等で徹底している。

中央労働災害防止協会案内 ⇒



高年齢労働者安全衛生対策機器実証事業

- ・普及が進んでいない高年齢労働者安全衛生対策について、その効果を実地で検証し、その結果を公表（＝実証）
- ・委託先（＝実証機関）が高年齢労働者安全衛生機器の実証対象を募集し、有識者会議により選定。
- ・選定された機器について、機器の製造者等と協力し、実地で効果を検証し、結果を報告書として厚生労働省HPで公表。

令和2年度成果のページ ⇒



26

転倒災害防止対策について

27

転倒災害防止対策について(概略)

○事業場内での転倒防止対策

- ・段差等の解消、4 Sの徹底
4S (整理・整頓・清掃・清潔)
- ・危険箇所の「見える化」の推進
- ・安全な歩き方、作業方法の推進
- ・作業内容に適した保護具の着用の推進

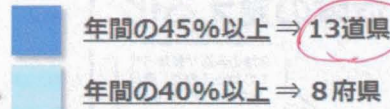
○冬季における対策

- ・気象情報を活用したリスクの低減
危険マップの作成等
冬季に入る前に準備することが重要。

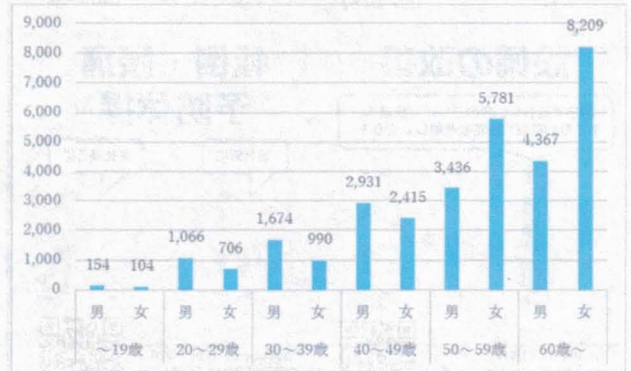
○高齢労働者対策

- ・高齢の女性労働者が多い事業場においては
重点的な注意喚起

転倒災害の冬季における発生割合



(期間:平成29年1～3月及び12月)



平成30年労働災害発生状況(確定値)

転倒災害の特徴

- 休業1か月以上の災害が多い(骨折等)
- 女性の被災が多い
- 50代以上が多い
- 労働災害全体の約25%

⇒これらの特徴を踏まえた対策が必要
転倒災害を減らすことにより、労働災害自体も大幅に減らすことになる。

滑り つまづき 踏み外し

店頭での転倒に要注意

10/10は転倒予防の日

滑り止め
つけておきたい
口と足

数字で見る
食品スーパーでの転倒

労働災害のうち転倒
約 **4割**

休業1か月以上
約 **6割**

女性
約 **9割**

50代以上
約 **8割**

速報：平成29年 労働安全衛生局発表

2015年・転倒予防の日啓発作品(東京版 第1版)

店長から従業員の皆さまへのお願い

転倒災害の基本的な防止対策

従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすることもありました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てわかるので、事故やケガが減りました



職場のあんぜんサイト「危険箇所の表示等の危険の「見える化」」を参考にしてください。



設備の改善

滑らず落ちない靴のおかげで快適！手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に



足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



厚生労働省

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

PDF
2/2
ドコノ?

30

転倒災害の基本的な防止対策

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすることもありました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



○整理

必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くこと。

○整頓

必要なものを、決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくこと。

○清掃

ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃を、仕事をやりやすく、問題点がわかるようにすること。

○清潔

職場や機械、用具などのゴミや汚れをきれいにとって清掃した状態を続けることと、作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと。

⇒作業場所での物の置き方、清掃の方法など、事業場内で**ルール化（＝作業標準）**することが重要。

31

転倒災害の基本的な防止対策

危険の見える化

危険の原因が誰から見て
もわかるので、事故
やケガが減りました

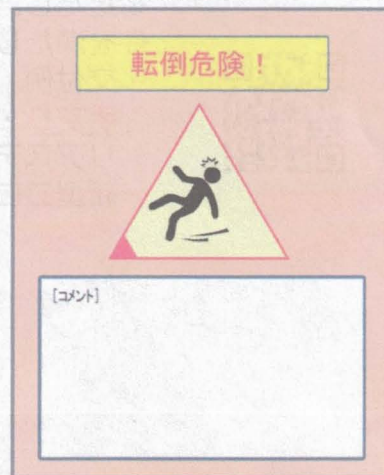


職場のあんぜんサイト
『危険箇所の表示等の危険の
「見える化」』
を参考にしてください。



危険の「見える化」は、職場の危険を**可視化**
(=見える化)し、従業員全員で共有すること。
⇒転倒のおそれのある個所が分かっているれば、慎重に行動することができる。

職場の中で転倒災害が多発している箇所及びそれと状況的に近い箇所は、**危険ステッカーの貼り付け**などにより従業員全員で情報を共有し、安全意識を高めることが重要。



転倒危険ステッカーの例

34

転倒災害の基本的な防止対策

危険の見える化

危険の原因が誰から見て
もわかるので、事故
やケガが減りました



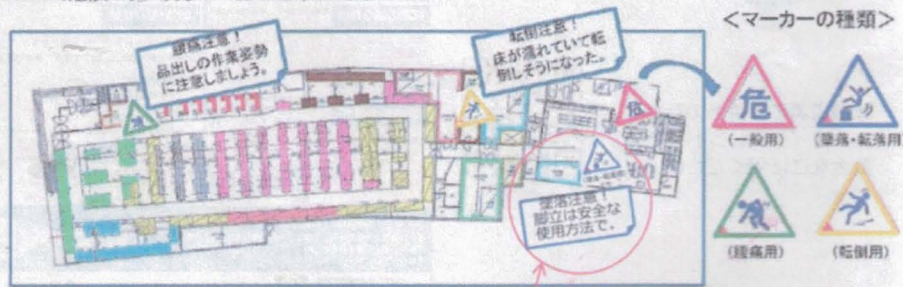
職場のあんぜんサイト
『危険箇所の表示等の危険の
「見える化」』
を参考にしてください。



危険の「見える化」は、職場の危険を**可視化**
(=見える化)し、従業員全員で共有すること。
⇒転倒のおそれのある個所が分かっているれば、慎重に行動することができる。

職場の中で転倒災害が多発している箇所及びそれと状況的に近い箇所は、**危険マップの作成**などにより、従業員全員で共有することが重要。

＜危険マップ及びマーカーのイメージ＞



(脚立による墜落危険を示すマーカーを、職場の図面に貼り、注意内容の付箋を貼る。)

35

危険の見える化

危険の原因が誰から見てわかるので、事故やケガが減りました



職場のあんぜんサイト
『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』
を参考にしてください。



危険ステッカーをどこに貼るかの検討、危険マップの作成時は、**従業員参加**のもと話し合うことが必要（安全衛生委員会等でも可）。

＜危険マップの作成・使用方法＞

- ①職場の平面図を用意し、職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員参加のもと洗い出し
【洗い出す箇所の例】
 - ・過去に災害が発生/ヒヤリハット事例が多い箇所
 - ・危険予知活用/リスクアセスメントで注意が必要とされた箇所や作業
- ②危険を回避するために従業員が注意/守る必要があることを全員参加で検討。
- ③職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作製。危険箇所を示すため、マーカーを貼り付ける。
※危険箇所には危険ステッカーを貼ることも同時に決める
- ④危険箇所について順守すべき事項も記載。
- ⑤作成した危険マップは、休憩室等に掲示。

転倒災害の基本的な防止対策

転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



転倒災害は、身体機能の低下も発生要因の1つなので、体操を行うことも重要。

※厚生労働科学研究費補助金「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」（松平浩）により、体操プログラムを開発し、公開。

<https://research-re.jp/projects/view/1044265>



転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

○研究目的

個人の身体機能にアプローチする転倒対策は重要であるが、転倒予防体操に関しては、どのようなメニューが適切か明確化されておらず、現場での体操実践も浸透していない

⇒産業衛生や整形外科、リハビリテーション分野の専門家が文献的エビデンスもふまえて転倒予防体操の新プログラムを開発・普及すること。

○研究方法

- ・転倒対策としての職場での体操の実施状況について、調査
- ・JFEスチール西日本製鉄所での体操の実施状況、転倒予防効果について調査
- ・労働者の転倒リスクの個人要因、介入研究や職場での体操等による介入事例について文献調査
- ・専門家の協議により、腰痛予防も加味した転倒予防体操の新プログラムと普及のためのツール作成
- ・体操を労働者に3か月行ってもらい、新プログラムの実行可能性や効果を検討するために、前後でアンケートと身体機能テストを実施

38

エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証

○結果と考察

・転倒防止を目的とした体操の実施率は事業所レベルでの調査で5%、製造業の個人レベルでも5%以下と低かった。JFEスチールでは職場体操導入以降、腰痛が減少し、50歳以上の転倒も減少傾向がみられていた。

・労働者の転倒リスク要因としてはバランス能力や歩行機能の重要性が報告。介入研究の内容は、片足立ち、つぎ足、スクワット、カーフレイズなどで、介入後バランス能力や歩行速度の改善が見られた。職場での体操メニューは、肩の可動域運動、四肢のストレッチ、片足立ち、腿上げ、つま先立ち、踵立ち、スロースクワットなどであり、転倒やヒヤリハットが減少したと報告。

・転倒予防体操のメニューは、肩、肘、手、股、足の関節の可動域向上のための動き、腸腰筋、アキレス腱ストレッチのためのランジ、体重移動のための4方向へのランジ、猫背改善のための胸郭やハムストリングスのストレッチ、下肢筋力強化のためのスロースクワット、腰痛防止対応、バランス能力向上のためのつま先立ちと片足立ち、骨粗鬆症対策として踵骨を刺激する踵おとし。

・上記メニューの順番を決め、4分間の動画を作成・公開。

・体操導入前後の評価が終了した2社の従業員23名で転倒のヒヤリハットの有意差はなかったが、身体機能テストは優位に改善。★

・転倒予防体操を行うことで下肢の関節可動域や下肢、体感の筋力が向上することが示唆。

39

○結論

- ・体操実施により、身体機能テストの結果が改善し、下肢の関節可動域向上や筋力強化につながった。
- ・労働者の転倒の個人要因への介入を目的とした転倒予防体操の普及が、身体機能の向上に有効である可能性が示唆。

6.3万回再生
YouTube
Wat'sApp
17317

40

転倒災害防止対策ツールについて

○STOP！転倒災害特設サイト（職場のあんぜんサイト）の活用

- ・サイトで公開されている効果的な対策、視聴覚教材、好事例の活用等

転倒・腰痛防止用視聴覚教材（YouTubeにて公開）

転倒・腰痛防止用視聴覚教材



厨房で濡れた床で足をすべらせ転倒した



腰痛や転倒の危険は、仕事のいたるところに潜んでいます



～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～

～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～

「見える」安全活動コンクール

「転倒災害」を防止するための「見える化」～事業場における優良事例を公表

「転倒災害」を防止するための「見える化」

【優良事例】



（例）作業現場
作業現場が安全な場所であることを示すため、床に黄色いテープを貼ることで、作業範囲を明確にしている。

【事例】



（例）あきんどスシロー
高脚の足の厚み状態の違いを写真でわかりやすく示している。



東京建設工業（株）
点検時によるつま先禁止対策はよい。

「見える」安全活動の例

事例① 転倒災害を防止するための「見える化」



転倒災害防止対策の「見える化」

仮設事務所内の危険は、すりやすり、踏み外しやすい。よって、滑り止めテープおよびトラップを貼った。また、夜間の照明として、人感センサーおよび反射・蓄光テープを貼り見える化を徹底。

企業名：東芝インフラシステムズ（株）関西支社
業種：建設業

転倒災害対策の好事例

令和2年度「見える」安全活動コンクール優良事例

工場内階段のつまずき防止対策



株式会社ササキ
危険個所がより明確になる

第三者転倒防止対策



株式会社 竹中工務店 東北支店
幾重にも段差つまずき対策を講じた点が良い

42

転倒災害対策の好事例

令和2年度「見える」安全活動コンクール優良事例

ドア周辺状況の見える化



株式会社ササキ 宮城事業部
設備の改善により、より具体的に危険防止が可能となる

「出合頭の衝突による転倒防止」



旭化成メディカルMT株式会社
衝突のリスクを減らす工夫

43

腰痛防止対策

44

職場における腰痛（「動作の反動・無理な動作」）の特徴・基本的対策

- 40歳未満**の被災率が高い
 - 重量物の取扱い作業などで多く発生
 - 労働災害全体の**約15%**
 - 介護**などの保健衛生業で多く発生
- ⇒これらの特徴を踏まえた対策が必要
この種の災害を減らすことにより、労働災害自体も大幅に減らすことになる。

腰痛予防の労働衛生管理とは

労働衛生管理体制の整備

- ①作業管理
(作業方法、作業手順、体制など)
- ②作業環境管理
(照明、床面、作業スペースなど)
- ③健康管理
(腰痛健診、腰痛予防体操など)
- ④労働衛生教育
(腰痛予防のための教育・指導)

腰痛が発生しやすい作業をしないよう検討する。

当該作業を行うに当たり、腰痛のリスクを下げるよう設備改善等を行う。

当該作業を行っても腰痛を発症しないように、体力向上を行う。

上記腰痛予防対策を労働者に教育する。

腰痛が発生しやすい作業をしないよう検討すること。



腰痛発症の危険が大きい介助方法
人力による抱え上げは行わない



← 前から抱えあげ
て移乗介助



座り直しの介助で後ろから引き上げ→

JISHA
中災防

Japan Industrial Safety & Health Association

46

職場における腰痛の基本的な防止対策（例：介護現場）

腰痛が発生しやすい作業を行うに当たり、リスクを下げるよう設備改善等を行うこと。



抱え上げ作業等を行う際に、福祉器具の活用を検討。

例) リフト、スライディングボード、スタンディングマシーン等



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

中小企業等で、60歳以上の高年齢労働者を雇用する事業場については、エイジフレンドリー補助金を活用可能。



47

職場における腰痛の基本的な防止対策（例：介護現場）

腰痛予防には、身体機能を向上させることも重要。

⇒転倒予防のため、体操を毎日行うことが重要。



転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

48

職場における腰痛の基本的な防止対策（例：介護現場）

○労務担当者等が、腰痛防止のための知識を得て、それを事業場内で教育することが重要。

○それぞれの労働者に対して、事業場で繰り返し注意喚起することが重要。

令和三年度厚生労働省委託事業
保健衛生業向け
腰痛予防動画サイトへ
ようこそ
～職場における腰痛予防対策指針に準拠～

「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的としたWEBサイトを、保健衛生業を対象に開設いたしました。業務による腰痛災害のうち、3割以上が保健衛生業で発生しています。介護機器等導入時や職員研修で参考にしましょう。

公開期間
令和3年10月10日(日)
～令和4年3月末

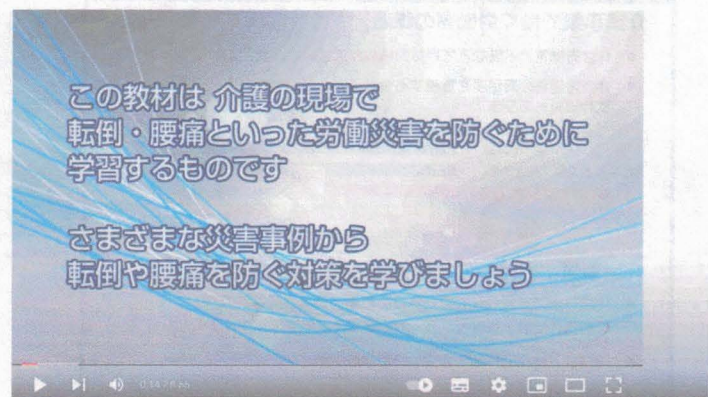
URL
<https://yotsu-yobo.com>

QRコードからもアクセスできます

WEBサイトの特長

- テーマ別に分かれており、関心のあるものを選んで視聴できます。
- スマートフォンやタブレットからも気軽に動画を視聴できます。
- 介護の現場で、腰痛をなくすための実践的な工夫を紹介します。
- 作業向けの基本事項と、管理者向けの応用編の2部構成です。
- 職場研修に向け、資料をダウンロードできます。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



社会福祉施設向け腰痛・転倒防止動画



YouTube 7分あり
WhatsApp

49

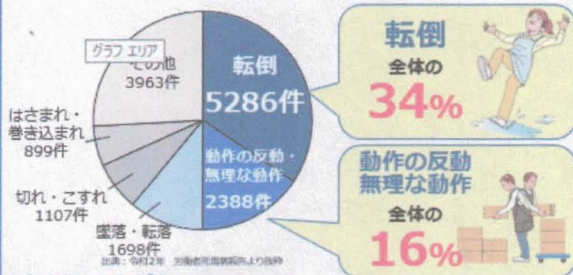
小売業における転倒・腰痛の防止対策

小売業事業主の皆さまへ

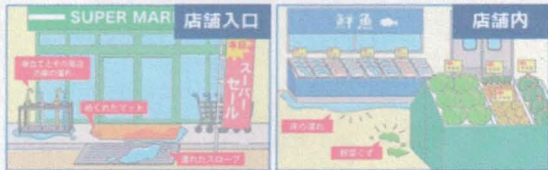
人材確保のためにも

安全・安心な施設づくりに取り組みましょう

小売業における労働災害（年間総15341件）



転倒リスクがある場所



例えば食品スーパーの転倒災害状況

労働災害のうち転倒	休業1か月以上	女性	50代以上
約4割	約6割	約9割	約8割

安全・安心な施設づくりにために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省

利用者・職員の
転倒・腰痛のない施設づくりのため
下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！

厚生労働省

介護業における転倒・腰痛の防止対策

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも

転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

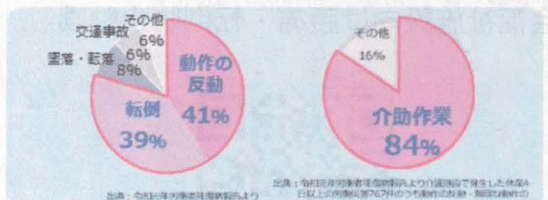
介護事業で働く労働者の課題

- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができて**いるとの統計結果もあります



介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省

利用者・職員の
転倒・腰痛のない施設づくりのため
下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！

厚生労働省

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案概要

照度の基準

○作業の区分を「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」の2区分に変更。

○照度基準については、一般的な事務作業においては300ルクス以上、付随的な事務作業においては150ルクス以上とすること。

現行

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

改正案

作業の区分	基準
<u>一般的な事務作業</u>	300ルクス以上
<u>付随的な事務作業</u>	70ルクス以上

54

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案概要

便所の設置基準

○男性用と女性用に区別して設けることが原則。

○同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りる。

○男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したものとして取り扱うことができるものとする。

※男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができることとする。

【現行】

- ・男性用大便所の便房の数は、男性労働者60人ごとに1個以上
 - ・男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上
 - ・女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上
- ⇒独立個室型の便所1個で上記人数の規定が10人ずつ減ずることができる。

55

救急用具

○現行では、負傷者の手当てに必要な救急用具を備えることが義務付けられ、その品目も規定されているが、事業場において労働者が負傷又は疾病に罹患した場合には、その場で応急手当を行うことよりも速やかに医療機関に搬送することが基本であること、事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なる。

⇒

○事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除。

施行期日等

公布日：令和3年12月上旬予定

施行期日：公布日予定（照度に関しては令和4年12月1日予定）

電離放射線障害防止規則の改正

令和3年4月1日から、

「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いします。

58

今回の改正内容		
1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離則第5条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第8条・告示第3条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離則第9条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離則様式第2号)
5	上記1に関する経過措置	(改正電離則附則)

※下線部は改正内容

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

59

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、**「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」**に変わります。また、全区分の欄に**「検出限界未満の者」**の項目が追加されます。

5 上記1に関する経過措置

一定の医師*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間

1年間につき50mSv

・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間

3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

60

溶接ヒュームによる 健康障害防止対策



溶接ヒューム等に係る健康障害防止対策の概要

溶接ヒュームとは

- アーク溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm）。国際がん研究機関（IARC）では人に対する発がん性があるグループ1に分類。現在溶接ヒューム中の発がん性物質が何かは研究中であるため、溶接ヒューム濃度については暫定的にマンガンの濃度で測定することとしている。
- 令和2年4月に、溶接ヒューム等による健康障害防止措置等を定めた改正労働安全衛生法施行規則、特定化学物質障害予防規則等が改正（施行は令和3年4月1日以降順次（後述））。

規制の適用範囲の定義と例示

- 本規則等改正で対象となる作業は、溶接ヒュームを製造し、取り扱う作業であり、アーク溶接、アークを用いた溶断、ガウジング作業等。総称して「金属アーク溶接等作業」という。
自動溶接を行う場合、金属アーク溶接等作業には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、トーチ等から離れた操作盤の作業等は含まれない。
- 金属アーク溶接等作業を行う場所（以下の3種類）によって、行うべき措置が異なる。
【金属アーク溶接等作業を行う場所】
 - ・継続して行う屋内作業場・・・建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板等の遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行う場所
 - 一般的な例）金属加工を行う工場（工作室等）
 - ・屋内作業場・・・建屋の側面の半分以上にわたって遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わない場所
 - 一般的な例）溶接作業を行う内装工事現場、船体内部の溶接現場（同じ場所で繰り返し行わない場合）、補修作業等
 - ・屋外作業場・・・上記以外
 - 一般的な例）壁等が未施工で構造物の溶接を行う建設現場、船体外部の溶接を屋外で行う現場
- 「常時従事する労働者」（健康診断で関係。この場合は、金属アーク溶接等作業の常時性）
継続してその業務に従事する、又は一定の期間ごとに反復してその業務に従事する労働者

62

溶接ヒューム等に係る健康障害防止対策の概要

溶接ヒューム等に係る健康障害防止措置（主なもの）とその適用範囲

健康障害防止措置（施行日）	継続して行う屋内作業場	屋内作業場	屋外作業場
1. <u>特殊健康診断の実施</u> （令和3年4月1日） 健康診断の対象者は現時点での <u>じん肺健診受診者</u> 等	○	○	○
2. 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日）	○	○	○
3. 毎日1回以上の掃除（令和3年4月1日）	○	○	×
4. 全体換気装置等による換気（令和3年4月1日）	○	○	×
5. 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年4月1日）※1	○	×	×
6. 有効な呼吸用保護具の使用等（令和4年4月1日）※2	○	○	○
7. 呼吸用保護具のフィットテスト（令和5年4月1日）	○	×	×
8. その他必要な措置（令和3年4月1日）	○	○	○

※1 現に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場においては令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度測定の必要がある。
また、中小企業については、溶接ヒューム濃度測定に対して補助金がある（有害物暴露防止対策補助金）。

補助金交付団体（（公社）全国労働衛生団体連合会HP） ⇒

※2 現時点でも粉じん防止のための呼吸用保護具の着用は必要。



石綿による 健康障害防止対策

64

改正石綿障害予防規則の概要（改正事項のみ記載）

石綿飛散の危険性

高 ← → 低

レベル1 建材
(石綿含有吹付材)



レベル2 建材
(石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材)



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材



計画届の労働基準監督署への
提出（工事開始14日前まで）
(レベル2まで拡大)

一定規模以上の解体・改修工事等の事前調査結果等の労働基準監督署への提出
事前調査については、**方法を明確化**、**資格者による調査義務付け**、**結果の3年保存・現場への備付け**

作業計画を作成し、それに基づく作業状況を写真などにより3年保存

- ・ 集じん・排気装置の初回時・**変更時の点検**
- ・ 作業前・**作業中断時の負圧点検**
- ・ 隔離解除前の**取り残し確認**
- ・ 負圧隔離

作業場所の隔離
(負圧は不要。)

65

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

1. 事前調査の方法の明確化（令和3年4月1日～）

- 対象は、工事対象となる全ての部材
- 事前調査は、設計図書などの文書の調査及び**目視による**調査のこと。
- ※「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、**現地で部材の製品情報などを確認**すること。
- 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査すること。
- 石綿が使用されていないと判断する方法（製品の特定制が前提）
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- 目視等によらなくても良い場合
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- 調査不要となる要件
 - ・ 木材、金属、ガラス、石、畳等石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

66

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

2. 資格者による調査（令和5年10月1日～）

- 事前調査や、事前調査で石綿含有の有無が判断できなかった際の分析調査は**資格者が実施**する必要
- 事前調査を実施することができる者
 - ・ 特定建築物石綿含有調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有調査者
 - ・ 一戸建て当石綿含有調査者（一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定。）
 - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 分析調査を実施することができる者
 - ・ 厚生労働省が定める分析調査者講習を受講・修了考査に合格した者 等

石綿含有調査者講習の受講資格は、

- ・ **石綿作業主任者**
- ・ 建築に関する業務に一定期間以上従事した者（学歴により期間は変動。）
- ・ 行政経験（建築関係、環境関係、労働関係） 等

石綿含有調査者講習は、**都道府県労働局長に登録した事業者**が実施

・ 現在、広島労働局では資格者が所属し、事前調査を外部委託等で実施可能な機関に対して照会を行い、一覧として公表。

分析調査者講習の受講資格はない。

67

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

3. 事前調査の結果の取扱い（令和3年4月1日～）

- 事前調査の結果の記録は3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい場所に掲示する必要

【調査結果の記録項目】

- ・ 事業者の名称・住所、電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

68

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

4. 工事開始前の労働基準監督署への報告（令和4年4月1日～）

- 一定規模以上の解体工事等は、工事開始前に電子システムにより労働基準監督署への報告が必要

【報告が必要な工事】

- ・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事のこと。

- ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの

※請負金額とは材料費も含めた工事全体の請負金額。

- ・ 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事

※特定の工作物とは、反応槽、ボイラー、圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備等

【電子システムで報告が必要な内容】

- ・ 事業者名称・住所・電話番号・現場の住所・工事名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査実施者の氏名、事前調査結果の概要
- ・ 石綿作業主任者の氏名、床面積や請負金額等

- 複数事業者が同一工事を請け負っている場合は元請事業者が請負事業者の分もまとめて報告

- 平成18年9月1日以降着工の工作物の同一部分の定期的な改修は、一度報告を行えばその後は省略可

職場における化学物質管理のあり方の見直し

70

職場における化学物質管理のあり方の見直しについて

1. 見直しの背景

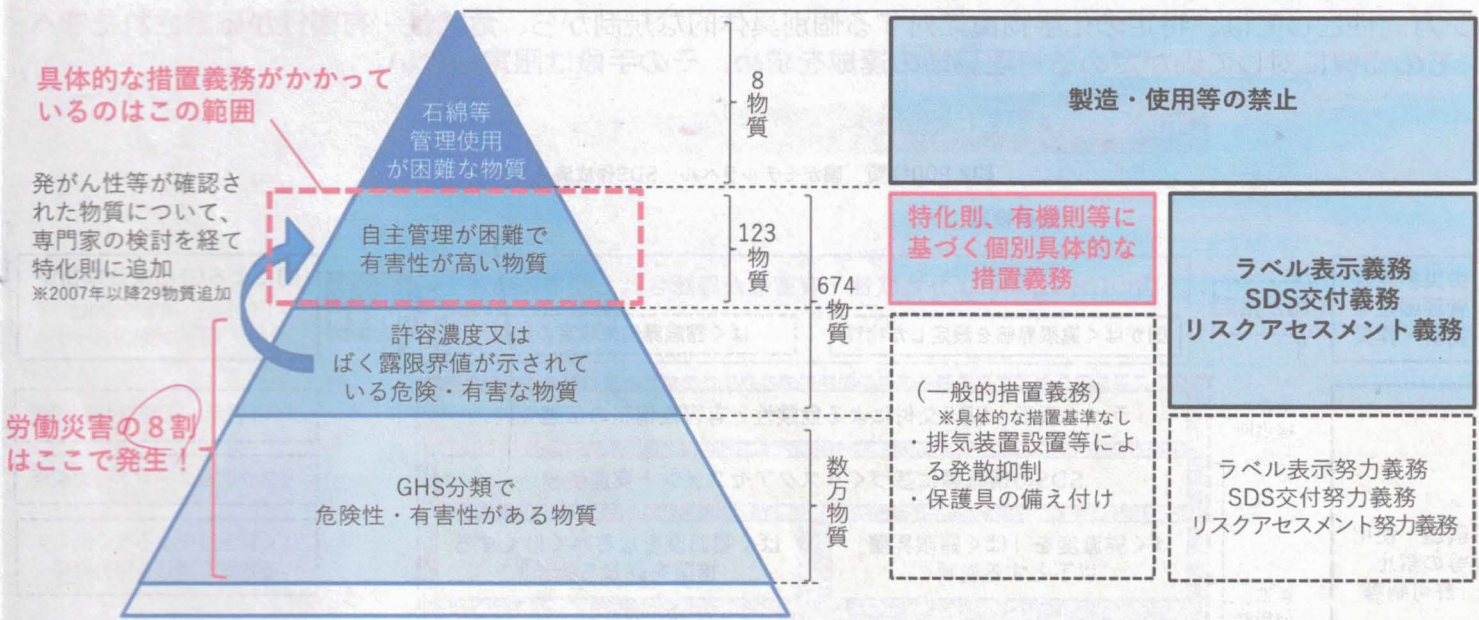
- 化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾患は除く。）は年間450件程度だが、法令による規制の対象外の物質によるものが約8割。
- 化学物質等による重大な職業性疾患（オルトートルイジンによる膀胱がん事案等）も後を絶たない状況。
- ← 特定化学物質等に追加されるとその物質の使用をやめ、代替となる規制対象外の物質に変更し、その結果として労働災害が発生。
- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分とされた事業場の割合が増加。
- 諸外国（欧州・米国）では、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象であり、欧州では個別規制はしていないがリスクアセスメントが義務。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

職場における化学物質管理のあり方の見直しについて

1. 見直しの背景（現在の化学物質規制の仕組み）



⇒労働災害の約8割の原因となっている、具体的な措置義務のかからない物質の管理のため、厚生労働省において、令和元年9月から令和3年7月まで、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」を開催し、有識者により検討し、令和3年7月に報告書を発表。

72

職場における化学物質管理のあり方の見直しについて

2. 化学物質規制の見直しの方向性

- 検討会報告書の内容で、厚生労働省で政省令改正の準備中（時期等は現時点で未定。）。
- 方向性としては、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、**危険性・有害性が確認されたすべての物質**に対して**国が定める管理基準の達成を求め、その手段は限定しない**。

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

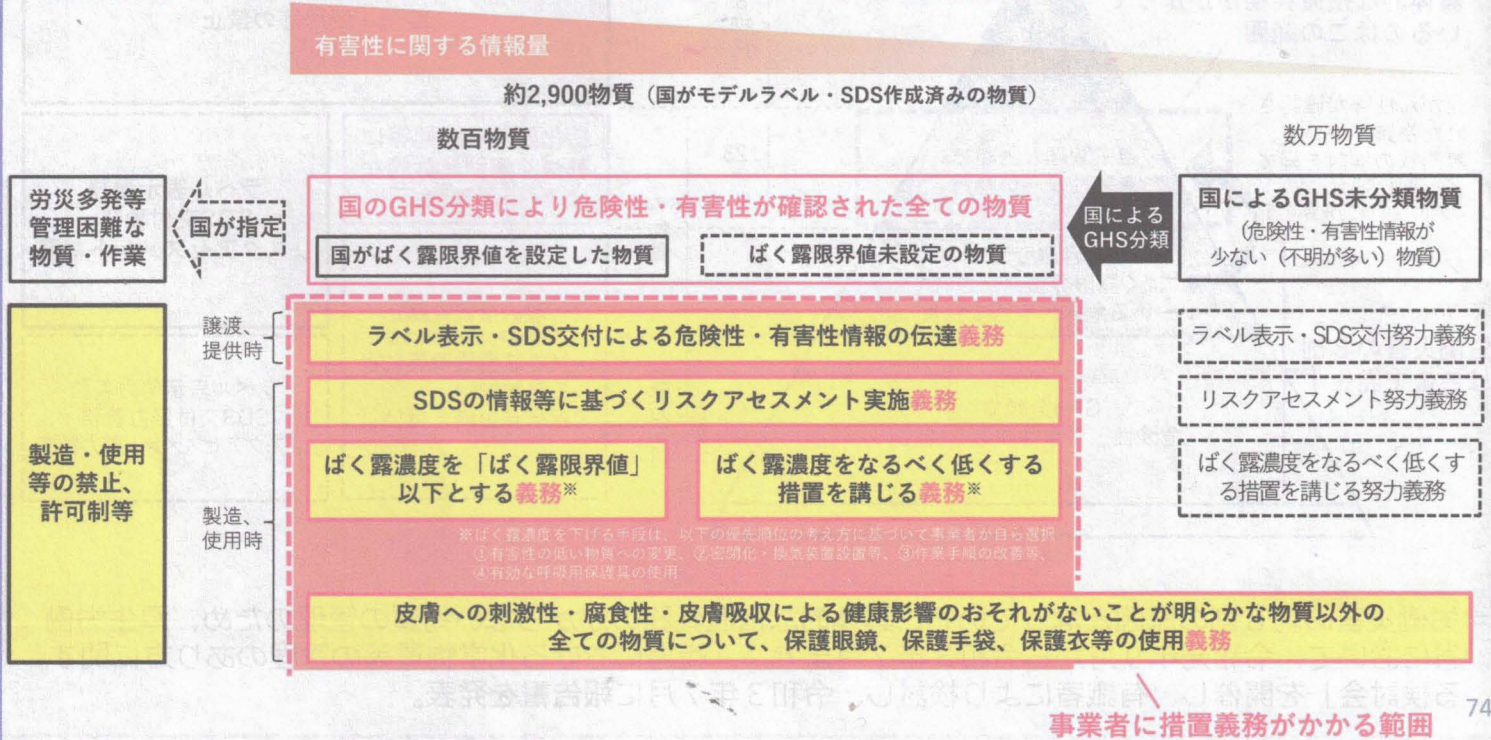
- 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ
 - ・ 危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
 - ・ **リスクアセスメントの実施**（製造・使用時）
 - ・ 労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理
 - ※発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認
 - ※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務
 - ・ 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋等**の使用
- 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入
- 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定**

73

職場における化学物質管理のあり方の見直しについて

2. 化学物質規制の見直しの方向性

- 検討会報告書の内容で、厚生労働省で政省令改正の準備中（時期等は現時点で未定。）。
- 方向性としては、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、**危険性・有害性が確認されたすべての物質**に対して**国が定める管理基準の達成を求め、その手段は限定しない**。



職場における化学物質管理のあり方の見直しについて

2. 化学物質規制の見直しの方向性

- 検討会報告書の内容で、厚生労働省で政省令改正の準備中（時期等は現時点で未定。）。
- 方向性としては、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、**危険性・有害性が確認されたすべての物質**に対して**国が定める管理基準の達成を求め、その手段は限定しない**。

有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数万物質

労災多発等
管理困難な
物質・作業

国が指定

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国がばく露限界値を設定した物質

ばく露限界値未設定の物質

国による
GHS分類

国によるGHS未分類物質
（危険性・有害性情報が
少ない（不明が多い）物質）

製造・使用
等の禁止、
許可制等

譲渡、
提供時

製造、
使用時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「ばく露限界値」
以下とする義務※

ばく露濃度をなるべく低くする
措置を講じる義務※

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択
①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、
④有効な呼吸用保護具の使用。

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くす
る措置を講じる努力義務

事業者には措置義務がかかる範囲